

R6 中学校の生活の約束

(1) 生活等について

- 時刻を守り、ゆとりをもって登校する。(8:10着席完了・水は8:00着席完了)
(欠席・遅刻・早退をする場合は、保護者が電話等で学校に連絡する。)
- 始業時刻の5分前までに学習の準備をし、3分前に各教室入室、1分前には着席し、先生が来るのを静かに待つ。
- 職員室に入る時は、「失礼します〇年の〇〇(氏名)です。」と言ってから、はっきりと用件を伝える。
- 学校生活に不必要な物は持ってこない。
- 服装等の決まりに従って身なりを整えて生活する。

(2) 服装等について

① 制服について…下記のタイプA,タイプBのいずれかを着用する。

- タイプA(黒の上下学生服を基本とする。)

【4月、5月、10月から3月】

- ・上着、ズボン(標準型学生服、タック付変形は不可。)
- ・白ワイシャツは半袖・長袖どちらでも可。開襟シャツやポタンダウンではないものを着用する。
- ・ベルトは飾りのない物。色は紺か黒とする。

【6月～9月】

- ・ワイシャツの第1ボタンはあけてもよい。

- タイプB(紺のダブルスーツ・スカートの基本とする。)

【4月、5月、10月から3月】

- ・上着(紺のダブルスーツ)、ブラウス、紺のジャンパースカートで、スカート丈は膝下とする。
- ・白のブラウス(半袖・長袖どちらでも可)でリボンをつける。

【6月～9月】

- ・ブラウス、ジャンパースカート。夏の期間はリボン着用しなくてよいが、ブラウスのボタンはしめる。ただし、式典や対外行事等は青のリボンを着用する。

※夏季・冬季共に、スカートの代わりに、紺・グレー色(無地)のスラックスの着用も可とする。

(カーゴパンツは不可)その場合、紺・グレー色のベストを着用する。なお、スラックス・ベストについては「学校指定品」はないので、各家庭で市販のものを購入し流用するものとする。上着との組み合わせに配慮を要する。

- 冬季の服装(防寒用の服装)

- ・制服の下に黒・紺のVネックセーターやベストを着用してもよい。ただし着用する際には、そでやすそを制服の上着から出さない。
- ・登下校時に制服の上に着る防寒着の着用を可とする。(ダッフルコートやダウンコート、フード付きのカジュアルなものは不可。色については登下校時の安全性を配慮し、明るい色のものとする)部活動指定のウィンドブレーカー等の着用も可。
- ・防寒着は登下校及び部活動中のみ使用し、教室内では使用不可とする。

○ その他 服装についての約束

- ・学校では、原則として制服での生活となるので、授業時も制服が基本となる。
- ・午前中の授業で体操服に着替えた場合、その後制服に着替える必要はない。
- ・ジャージの着用は教科担当の先生の指示に従い、適切に着用する。
- ・清掃時は、体操服に着替えての活動となる。（まごころ清掃）
- ・定期テスト等の各テストは、制服で受ける。（午後も制服）
- ・朝は制服登校とする。（ただし奉仕的活動のある場合は体操服でも可。）
- ・部活動のない日は帰りの会時の服装で下校するが、荒天時等の特別な場合は体操服可。
- ・体育時や清掃活動時のTシャツ、ハーフパンツは本校指定のものとする。Tシャツのすそはズボンの中に入れる。
- ・制服やジャージには、記名章を正しくつける。またリボンも登校時から着用する。

② 靴、靴下

- ・通学用の靴は、白を基調とした運動靴とする。靴ひもは白とする。（そのまま体育の授業に使用できるもの）
- ・上履きは体育館シューズと兼用とする。（本校指定のもの）
- ・靴下は、白・黒・紺のソックスとする。ワンポイント可（ルーズソックス・アンクルソックスは不可。）ただし、式等の時には、黒・紺とする。
- ・防寒用としてタイツ着用可（黒基調とする。）

③ 頭髪

- 清潔感のある髪型とする。
- 前髪は目にかからないようにする。（近視の防止）
- 髪が肩につく場合には、ゴムで縛る。ヘアピン、ゴムの色は黒・紺・茶とする。運動に支障のない形のお団子ヘアを可とする
- ツーブロックを可とする。ただし刈り上げ部分が過度に目立たないようにする。

④ 通学用バック、カバン等について

- 通学用バックは、本校指定のものとする。（黒色・デイパック型、校名・校章入）
- 補助バックを使用してもよい。（黒色・手提げ型）
- 通学用バック、補助バックには、自分のバックだと分かるようにキーホルダーを一つ付けてもよい。

(3) 自転車通学について

○ 道路交通法（一部）の規定から

- ① 一列で道路の左側を走行する。並走はしない。
- ② 二人乗りをしない。
- ③ 信号機の表示に従う。
- ④ 暗くなったら、早めにライトを点灯する。
- ⑤ 見通しの悪い場所や一時停止の標識のある場所では、必ず止まって左右を確認する。
- ⑥ 交通標識に従って走行する。

⑦ 危険な乗り方をしない。（雨天時の傘さし運転、歩行者が多くいる場所での乱暴な運転等）

⑧ ヘルメットの着用。

○ 飯富中学校自転車通学の決まり

① 自転車通学を希望する者は許可願を提出する。

② 安全ルールを守る。

※ 上記の①～⑧を参照。

※ 日新坂は上り下り共に降りて移動。

③ 登下校時は、ヘルメットを着用する。

④ 下校時は安全たすきを着用する。

⑤ 自転車通学許可の取消をする場合がある。

⑥ 道路交通法並びに学校のきまりを破った者は、次の基準で自転車通学の許可を取り消す。

1度目は、本人に指導、

2度目は、保護者に連絡

3度目は、保護者に連絡、自転車通学停止3日間

4度目は、保護者に連絡、自転車通学許可取り消し

※ 二人乗り、ノーヘル、ノーたすき、日新坂の押し歩きのルールを守らないとき、特別な指導をする。

ただし、違反後1か月間きちんとルールを守れた場合は、違反ゼロとする。

○ 使用を許可する自転車について

・学校指定の自転車は特にないが、以下の項目に該当するものを使用する。

ア スタンドはまっすぐ立てられるもの（サイドスタンド不可）

イ 荷台が付いているもの。（学習で使用する荷物があるため）

ウ ギアは付いていてもよい。

○ 自転車置き場の使い方

・各学年決められた場所に置く。自転車のハンドルは左側に切る。

・転倒防止のためスタンドをロックする。スタンドはラインにそろえる。